

○朝霞市行政改革懇談会条例

平成25年3月29日

条例第24号

改正 平成26年3月31日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市行政改革懇談会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市民の参加及び協力により時代の変化に即応した簡素で効率的な行政システムを確立するため、朝霞市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 懇談会は、市が行う行政改革に関する大綱の策定及び推進に対し、意見を述べ、及び必要な助言を行う。

(組織)

第4条 懇談会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市が関係する団体から推薦された者

(3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。